

事 業 報 告 書
(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 倉田醫院内科婦人科
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市小峰町3番6号
- (3) 設立認可年月日 平成17年3月25日
- (4) 設立登記年月日 平成17年4月15日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 倉田醫院内科婦人科	4210166080	長崎県長崎市小峰町3番6号	一 般 病 床 0床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務） 無
- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務） 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項
令和6年10月18日 令和5年度決算の確定

法人名 医療法人 倉田醫院内科婦人科
所在地 長崎県長崎市小峰町3番6号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和7年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	190,028	I 流 動 負 債	6,018
II 固 定 資 産	41,120	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	8,089	負 債 合 計	6,018
2 無 形 固 定 資 産	262	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	32,769	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	464	I 出 資 金	9,000
		II 積 立 金	216,594
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	225,594
資 産 合 計	231,612	負債・純資産合計	231,612

法人名 医療法人 倉田醫院内科婦人科
所在地 長崎県長崎市小峰町3番6号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	129,225
2 事業費用	123,211
本来業務事業利益	6,014
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	6,014
II 事業外収益	6,517
III 事業外費用	4,809
経常利益	7,722
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	7,722
法人税等	2,431
当期純利益	5,291

法人名 医療法人 倉田醫院内科婦人科
所在地 長崎県長崎市小峰町3番6号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和7年8月31日現在)

1. 資 産 額	231,612 千円
2. 負 債 額	6,018 千円
3. 純 資 産 額	225,594 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	190,028
B 固 定 資 産	41,120
C 繰 延 資 産	464
D 資 産 合 計 (A + B + C)	231,612
E 負 債 合 計	6,018
F 純 資 産 (D - E)	225,594

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 倉田醫院内科婦人科

理事長 倉 田 明 彦 殿

私は、医療法人 倉田醫院内科婦人科の令和6年会計年度（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年10月 5 日

医療法人 倉田醫院内科婦人科

監 事 倉 田 裕